

高松市大学生等U J I ターン就職支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏の大学又は大学院を卒業した学生の地元就職を支援し、若い世代の定住の促進に資するため、本市が香川県との連携により実施する地方就職学生支援事業として、予算の範囲内で高松市大学生等U J I ターン就職支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方就職学生支援事業 香川県及び香川県内の市町が連携して実施する、国の地域未来交付金（地域未来推進型（移住・起業・就業事業））（以下「交付金」という。）を活用して東京圏から地方に移住する学生を支援するための補助事業をいう。
- (2) 交通費 採用選考の受験に要する交通費
- (3) 移転費 就業のために本市に移住する際に、引越業者又は運送業者へ支払う経費
- (4) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村）を除く地域をいう、
- (5) 大学等 東京都内に本部があり、東京圏内にキャンパスがある大学又は大学院をいう。
- (6) 採用選考 企業等が労働者の採用のために行う試験又は面接（複数企業が集まる合同企業面接会を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 移住元に関する要件 次のいずれにも該当すること。

ア 大学等の卒業又は修了年度において、大学等のキャンパスに原則として4年以上在学し、かつ、大学等を卒業又は修了していること。ただし、大学等の在学中に交通費を申請する場合は、大学等を卒業又は修了見込みであること。

イ 大学等の卒業又は修了年度において、東京圏に継続して在住していること。

(2) 移住先に関する要件 次のいずれにも該当すること。

ア 大学等の卒業又は修了後、本市に移住し、要件を満たす就業先等に就職していること。ただし、大学等の在学中に交通費を申請する場合は、要件を満たす就業先等に就職することが内定していること。

イ 第6条に定める申請日（以下、「交付申請日」という。）から、継続して1年以上本市に居住する意思を有していること。ただし、大学等の在学中に交通費を申請する場合は、大学等の卒業又は修了後に、要件を満たす就業先に就職し、本市に移住する意思を有していること。

(3) 就業先に関する要件 次のいずれにも該当すること。

ア 原則、勤務地が香川県内に所在すること。

イ 大学等を卒業又は修了してから1年以内に就職すること。

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当しないこと。

エ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

オ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

カ 補助対象者の3親等内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと。

(4) 就業条件等に関する要件 次のいずれにも該当すること。

ア 原則、勤務時間が週20時間以上である無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、大学等の在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

イ 香川県を中心とした勤務を基本とする採用であること。

ウ 東京圏（条件不利地域を除く）への勤務を前提としない採用であること。

エ 在学中に交通費を申請する場合は、上記アからウの条件のいずれにも該当する社員として採用される予定であること。

(5) その他の要件 次のいずれにも該当すること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人又は外国人（出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有するものに限る。）であること。

ウ 補助対象者を含む全ての世帯員が、地方就職支援金の移転費と同一の趣旨又は目的を有する国又は県の他の補助金等を受給した所属企業等から資金提供がなされておらず、かつ高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金を受給していないこと。ただし、交通費のみを申請する場合はその限りではない。

エ その他、市長が補助対象者として不適当と認めた者でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に定めるものとする。

(1) 交通費

要件を満たす就業先が行った採用選考の受験に要する交通費（経済的かつ合理的な通常の経路及び方法による補助対象者の居住地から当該採用選考会場までの1回の往復に係るもの）とする。ただし、補助対象者がパック旅行等を利用し、当該交通費に宿泊料等が合算されている場合で、往復交通費と宿泊料等の内訳が不明であるときは、当該交通費の合計額から一夜につき別表に掲げる費用を差し引いた金額を往復交通費とみなす。

(2) 移転費

要件を満たす就業先で就業するための、本市への移住に要する最低限の実費とする。

（補助金の額及び交付回数）

第5条 補助金の額及び交付回数は、次に定めるものとする。

(1) 交通費

前条第1号の額に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、その額が35,000円を超える場合にあっては、35,000円とする。

(2) 移転費

本市への移住に要する最低限の実費であることを証明できる場合は、前条第2号の補助対象経費の額とし、証明できない場合は、108,000円とする。

2 補助金の交付回数は、交通費と移転費それぞれ1回とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高松市大学生等UJIターン就職支援事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、当該年度の2月末日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 就業・内定証明書（様式第2号）

(2) 誓約書兼同意書（様式第3号）

(3) 交通費又は移転費の領収書の写し

(4) 顔写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人であることを確認することのできる書類

(5) 卒業・修了証明書（卒業又は修了日が就業開始日から1年以内のもの）

ただし、大学等の在学中に交通費を申請する場合は、在学証明書その他卒業又は修了学年であることを確認することのできる書類

(6) 移住元の居住地を確認することのできる書類の写し

(7) 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの（申請者が日本国籍を有しない場合）

(8) 香川県内を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料（募集要項、雇用契約書等）

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 移転費又は交通費を申請する場合は、申請日において、大学等の卒業又は修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、大学等の在学中に交通費を申請する場合は、申請日において、就業開始予定日前1年以内であること。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、交付を決定し、高松市大学生等U J I ターン就職支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第4号）により、その内容及びこれらに付す条件を申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金の交付を不適當と認めるときは、速やかに高松市大学生等U J I ターン就職支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知する。

(補助金の請求)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに高松市大学生等U J I ターン就職支援事業補助金交付請求書（様式第6号）により、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請であること又は居住若しくは就業の実態がないことが明らかとなったとき

(2) 大学等の在学中に交通費を申請する場合において、補助金の交付の申請の日（以下「申請日」という。）から起算して1年以内に要件を満たす就業先への就業をしなかったとき

(3) 大学等の在学中に交通費を申請する場合において、申請日から起算して1年以内に本市に転入しなかったとき（申請日において既に本市に住民票がある場合を除く。）

(4) 就業開始日から起算して1年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき（離職後3か月以内に補助金の要件を満たす別の企業等に就業した場合を除く。）

(5) 就業のため本市に転入した日（ただし、住民票の異動が無い者については、就業

開始日又は申請日のいずれか遅い日) (以下、「転入日等」という。) から起算して

1年以内に本市から転出したとき

(6) 誓約書の内容に違反したとき

(7) この要綱の規定に違反したとき

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき

2 市長は、前項又は第5項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、高松市大学生等U J I ターン就職支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により、補助金受給者に通知するものとする。

3 補助金受給者は、市が居住確認のための報告の求め又は立入調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

4 補助金受給者は、申請日の属する年度の翌年度の3月1日から3月31日までに、市長に高松市大学生等U J I ターン就職支援事業補助金交付対象者現況届(様式第8号)を提出しなければならない。

5 第1項に定めるもののほか、市長は、補助金受給者から前項に規定する書類の提出がないとき又は第3項に規定する調査等を拒否した場合等で補助金受給者が市内に居住していることの確認ができないときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(返還請求)

第11条 市長は、前条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金受給者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定による返還金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 虚偽の申請であること又は居住若しくは就業の実態がないことが明らかとなった場合 交付を受けた補助金の額の全額

(2) 大学等の在学中に交通費を申請する場合において、申請日から起算して1年以内に要件を満たす就業先への就業をしなかった場合 交付を受けた補助金の額の全額

(3) 大学等の在学中に交通費を申請する場合において、申請日から起算して1年以

内に本市に転入しなかった場合（申請日において既に本市に住民票がある場合を除く。） 交付を受けた補助金の額の全額

(4) 就業開始日から起算して1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合（離職後3か月以内に補助金の要件を満たす別の企業等に就業した場合を除く。） 交付を受けた補助金の額の全額

(5) 転入日等から起算して1年以内の間に本市以外の市区町村に転出したとき 交付を受けた補助金の額の全額

(6) 前条第3項に規定する調査等を拒否した場合又は同条第4項に規定する書類の提出がない場合等で補助金受給者が市内に居住していることの確認ができないとき 交付を受けた補助金の額の全額

(変更の申請)

第12条 交付決定者は、第8条の交付の決定の内容に変更が生じたときは、速やかに高松市大学生等U J I ターン就職支援事業補助金変更交付申請書（様式第9号）に、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その内容が第10条に規定する交付の決定の取消事由に該当しないと認める場合は、高松市大学生等U J I ターン就職支援事業補助金変更交付決定及び変更額の確定通知書（様式第10号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

宿泊料	15,000円
食卓料（夕食）	1,600円
食卓料（朝食）	800円